

1 都市計画法開発許可申請書等の手数料

(1) 開発行為許可申請手数料(法第29条)

開発許可の面積(ha)	開発行為の主な目的		
	自己の居住用の 手数料(円)	自己業務用の 手数料(円)	左記以外の 手数料(円)
0.1未満	9,200	14,000	92,000
0.1～0.3未満	23,000	32,000	140,000
0.3～0.6未満	46,000	70,000	200,000
0.6～1.0未満	92,000	130,000	280,000
1.0～3.0未満	140,000	210,000	420,000
3.0～6.0未満	180,000	290,000	550,000
6.0～10.0未満	230,000	360,000	710,000
10.0以上	320,000	510,000	930,000

(2) 開発行為変更許可申請手数料(法第35条の2)

変更理由		手数料
イ 設計変更	開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の1/10	イ、ロ、ハの額の合計額 (ただし93万円を超えない範囲とする。)
ロ 新たな土地の開発区域への編入による変更(法第30条第1項第1～第4号)	新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額	
ハ その他の変更	11,000円	

その他の変更には次のようなものがある。

- ① 公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事項の変更
- ② 予定建築物等の用途の変更
- ③ 予定建築物等の敷地規模の変更
- ④ 工区の変更
- ⑤ 資金計画の変更
- ⑥ 工事施行者の変更

(3) 市街化調整区域における建築物の特例許可申請手数料(法第41条第2項ただし書)

手 数 料	49,000円
-------	---------

(4) 予定建築物以外の建築等許可手数料(法第42条第1項ただし書)

手 数 料	28,000円
-------	---------

(5) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料(法第43条)

敷地の面積 (ha)	手 数 料 (円)
0.1未満	7,300
0.1～0.3未満	19,000
0.3～0.6未満	42,000
0.6～1.0未満	74,000
1.0以上	100,000

(6) 開発許可を受けた地位の継承の承認手数料(法第45条)

承 認 申 請 の 種 類	手 数 料 (円)
主として自己の居住の用に供する場合又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する目的で行うものであって開発区域が1ha未満の場合	1,800
自己の業務の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha未満の場合	2,900
その他の場合	18,000

(7) 開発登録簿の写しの交付手数料(法第47条第4項)

用 紙 1 枚 に つ き	560
---------------	-----

登録簿の写し交付手数料は用紙1枚につき560円の規定であるから、1件の写しに調書1枚、
図面1枚を必要とするときは1,120円となる。